

第 30 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員
 —試験観察の種類別行為時年齢別（うち前処分あり）
 —全家庭裁判所

行 為 時 年 齢	試 験 観 察 の 種 類					
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項		3 号 4)	
			1 号 2)	2 号 3)	補 導 の み	身 柄 付 き
総 数	1 35&	3&	72(*	11'	11+
14 歳 未 満	22	5	14	2	1	-
14 歳 歳 上	308	70	203	22	8	5
15 歳 歳 上	265	61	150	16	24	14
16 歳 歳 上	273	72	123	11	34	33
17 歳 歳 上	229	58	112	8	18	33
18 歳 歳 上	184	43	85	9	20	27
19 歳 歳 上	71	20	37	1	8	5
20 歳 以 上	-	-	-	-	-	-
年 齢 不 詳	-	-	-	-	-	-
う ち 前 処 分 あ り 5)						
総 数	68%	17'	362	37	4*	6*
14 歳 未 満	1	-	1	-	-	-
14 歳 歳 上	65	15	41	8	-	1
15 歳 歳 上	140	35	82	9	7	7
16 歳 歳 上	151	42	76	5	12	16
17 歳 歳 上	151	37	72	7	11	24
18 歳 歳 上	128	30	65	7	10	16
19 歳 歳 上	45	14	25	1	3	2
20 歳 以 上	-	-	-	-	-	-
年 齢 不 詳	-	-	-	-	-	-

- 1) 家庭裁判所調査官の観察に付すること。
- 2) 家庭裁判所調査官の観察とあわせて遵守事項を定めてその履行を命ずること。
- 3) 家庭裁判所調査官の観察とあわせて条件を付けて保護者に引き渡すこと。
- 4) 家庭裁判所調査官の観察とあわせて適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。
- 5) 第 19 表脚注 2) 参照

第 31 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員
 —試験観察の種類別全観察期間及び身柄付期間別—全家庭裁判所

全 観 察 期 間 (うち身柄付期間)	試 験 観 察 の 種 類						う ち 身 柄 付 期 間
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項		3 号 4)		
			1 号 2)	2 号 3)	補 導 の み	身 柄 付 き	
総 数	1 35&	3&	72(*	11'	11+	
1 月 以 内	36	5	7	2	17	5	23
2 月 以 内	77	18	36	1	14	8	11
3 月 以 内	148	33	77	8	18	12	9
4 月 以 内	278	71	170	11	14	12	11
5 月 以 内	287	87	154	13	16	17	24
6 月 以 内	191	41	104	12	12	22	13
9 月 以 内	281	62	148	18	20	33	23
1 年 以 内	42	9	21	4	2	6	3
1 年 を 超 え る	12	3	7	-	-	2	-

1), 2), 3), 4) 第 30 表脚注参照

第 32 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員
—試験観察の種類別終局決定別—全家庭裁判所

終 局 決 定	試 験 観 察 の 種 類					
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き
総 数	1 35&	3&	72(*	11'	11+
検 察 官 へ 送 致	-	-	-	-	-	-
刑 事 処 分 相 当 年 齢 超 過	-	-	-	-	-	-
保 護 処 分	1 12-	265	62))-	7)	10)
保 護 観 察	952	230	520	54	66	82
児 童 自 立 支 援 施 設 又 は 児 童 養 護 施 設 へ 送 致	8	2	6	-	-	-
少 年 院 へ 送 致	169	33	99	5	9	23
初 等	40	1	36	2	-	1
中 等	119	31	58	2	7	21
特 別	-	-	-	-	-	-
医 療	10	1	5	1	2	1
知 事 又 は 児 童 相 談 所 長 へ 送 致	11	3	4	2	-	2
強 制	-	-	-	-	-	-
非 強 制	11	3	4	2	-	2
不 処 分	194	57	92	4	35	6
保 護 的 措 置	104	28	46	-	27	3
別 件 保 護 中	89	29	45	4	8	3
非 行 な し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	1	-	1	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
審 判 不 開 始	18	4	3	4	'	(
保 護 的 措 置	3	-	-	-	3	-
別 件 保 護 中	-	-	-	-	-	-
事 案 軽 微	-	-	-	-	-	-
非 行 な し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	15	4	3	4	-	4
そ の 他	-	-	-	-	-	-

1), 2), 3), 4) 第 30 表脚注参照